

共有すべき事例

2019年 No.9 事例1 調剤に関する事例

事例

【事例の内容】

【般】カルボシステイン錠250mg 3錠5日分と記載された処方箋を受け取り、調剤者はカルボシステイン錠250mg「テバ」を調製した。鑑査者が調製された薬剤をピッキング鑑査支援システムで読み取ったところ、エラー音が鳴った。ピッキング鑑査支援システムにはカルボシステイン錠500mg「トーワ」と表示されていたため、鑑査者はカルボシステイン錠500mg「トーワ」を調製し直して交付した。交付後に事務員が入力チェックを行った際、レセプトコンピュータの入力内容に誤りがあることに気づき、患者に処方と異なる薬剤を交付したことがわかった。

【背景・要因】

事務員はレセプトコンピュータに処方薬を入力する際に間違えた。ピッキング鑑査支援システムのエラー音が鳴った際、鑑査者は調製された薬剤が間違っていると思い込んだ。

【薬局が考えた改善策】

ピッキング鑑査支援システムのエラー音が鳴った場合は、入力に間違いがあるか、あるいは、薬剤のピッキングに間違いがあるかを確認したうえで修正作業を行う。

事例のポイント

- ピッキング鑑査支援システムは、調剤過誤を防止するための有用な機器であるが、システムを有効に活用するためには処方内容を正しく入力することが前提である。
- ピッキング鑑査支援システムでエラーが表示された際は、必ず処方箋を見直し、エラーの原因を確認したうえで対応することが重要である。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2019年 No.9 事例2 疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

患者は皮膚科から処方されたヨクイニンエキス錠「コタロー」を服用していたが、手持ちの薬剤がなくなった。定期的に受診している内科医に処方依頼したところ、ツムラ薏苡仁湯エキス顆粒（医療用）が処方された。薬局では当該患者の皮膚科の処方箋も応需していたため、皮膚科医がイボの治療のためにヨクイニンエキス錠「コタロー」を処方していることを把握していた。ツムラ薏苡仁湯エキス顆粒の効能・効果にはイボの記載がないことから疑義照会を行った結果、ヨクイニンエキス錠「コタロー」に変更となった。

【背景・要因】

内科医が同じ成分の薬剤であると誤解して処方したようである。

【薬局が考えた改善策】

漢方薬の場合、名称が同じ薬剤であっても製薬企業によって生薬の構成や含量が異なる場合がある。患者が継続して服用している漢方薬が他の医療機関から処方された際は、製薬企業名も含め同じ薬剤であるかを確認する。

その他の情報（添付文書より一部抜粋）

販売名	ヨクイニンエキス錠「コタロー」	ツムラ薏苡仁湯エキス顆粒（医療用）
組成 ※添加物除く	ヨクイニン	ヨクイニン、ソウジュツ、トウキ、マオウ、ケイヒ、シャクヤク、カンゾウ
効能・効果	青年性扁平疣贅、尋常性疣贅	関節痛、筋肉痛

事例のポイント

- ヨクイニンエキスと薏苡仁湯エキスの処方間違いに関する事例は、この他にも多数報告されている。
- 漢方製剤や生薬製剤は名称が類似している薬剤が多いことから処方間違いが生じる可能性があることを考慮して、治療目的にあった薬剤が処方されているか確認する必要がある。
- 漢方製剤の多くは複数の生薬から構成されているため、生薬名や含有量、効能・効果を把握したうえで調剤を行うことが重要である。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2019年 No.9 事例3 疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

患者にイナビル吸入粉末剤20mgが処方された。患者のアレルギー歴に牛乳アレルギーの記載があったため本人に確認し、軽度の下痢が生じる時もある、全身に湿疹が出る時もあることを聴取した。イナビル吸入粉末剤20mgには乳蛋白を含む乳糖水和物が使用されていることから、処方医に処方変更を提案したところ、添加物に乳糖水和物を含まないオセルタミビルカプセル75mg「サワイ」に変更になった。

【背景・要因】

未記載

【薬局が考えた改善策】

受診時には、医師にアレルギー歴を必ず伝えるように患者に指導した。

その他の情報

イナビル吸入粉末剤20mgの添付文書（一部抜粋）

9. 特定の背景を有する患者に関する注意

9. 1 合併症・既往歴等のある患者

9. 1. 1 乳製品に対して過敏症の既往歴のある患者

本剤は、夾雑物として乳蛋白を含む乳糖水和物を使用しており、アナフィラキシーがあらわれたとの報告がある。

事例のポイント

- この他に、牛乳アレルギーがある患者にイナビル吸入粉末剤20mgが処方されたが、そのまま薬剤を交付したため、吸入後に呼吸困難となった事例も報告されている。
- 調剤を行う際は、薬剤の有効成分だけでなく添加物についても把握したうえで、患者から収集したアレルギー歴や副作用歴等と照合して処方監査を行うことが重要である。
- 本事業部が運営している医療事故情報収集等事業の第51回報告書では、食物アレルギーが影響する薬剤の投与に関連した事例をテーマとして取り上げている。

http://www.med-safe.jp/pdf/report_2017_3_T002.pdf

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>